

52 支那事変中配属将校の代理に関する件に付公立学校等

へ通牒

〔昭和十二年九月〕

(注記1)

官普一七三号
定決裁
9月8日
文書課長
9月9日
起案者
送發
〔有原〕
〔土田〕

(注記2)

昭和十二年九月二日起案

学務課長
〔朝比奈〕
事務官
〔前田〕

普通学務局長
〔藤野〕

専門学務局長
〔山川〕

実業学務局長
〔小笠原〕

社会教育局長
〔田中〕

案 親展

年 月 日

局長

地方長官

各宛

(注記4)

(男子ノミ) 直轄学校長
官立官、雙咄 右ニ準ズル公立学校長 (高等諸学校)
学校ヲ除ク
〔注記5〕
支那事変中配属将校ノ代理ニ関スル件

今次ノ支那事変ニ依リ配属将校ニシテ従軍セル者アル場合ハ陸軍現役将校学校配属令第六条ニ依リ他ノ将校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシメラルベキニ付御了知相成度右配属将校代理モ自然数校ヲ兼務スルノ已ムヲ得ザル場合有之ベキニ付テハ教練教師等ノ力ニ俟ツベキモノ特ニ大ナリト認メラル、ヲ以テ之等教職員

(注記6)

ヲ御督励ノ上教育内容ノ低下ヲ来サ、ル様充分御配意相成度
〔加書・未書〕
〔一〕尚従軍セル教練教師並ニ青年学校教練科指導員ノ補欠ニ関シテハ八月二十三日付発普一一五号次官通牒記第一項ノ趣旨ニ依リ御取計相成度
〔加筆・未書〕

(備考)

追テ本件ハ外部ニ漏洩セザル様御留意相成度為念申添フ

一、八月廿三日付ヲ以テ陸軍次官ヨリ事変ニ依リ配属将校ノ出征セル場合ハ他ノ将校ヲシテ代理セシムルコト、シ而テ本来ハ其ノ箇々ノ場合ニ就テ文部大臣ニ協議スベキ処ヲ以上ノ原則ヲ協議スルニ止メ爾後箇々ノ場合ハ陸軍大臣ニ於テ代理ヲ命ジタル後文部大臣ニ通報スルコト、為シ度旨協議有之右ニ同意セリ

一、今回接シタル通牒ノ要旨ハ陸軍大臣ニ於テ配属将校ノ代理ヲ命ズベキヲ北支事変中ニ限り軍司令官、師团长若ハ留守師团长之ヲ命ジテ陸軍大臣ニ報告スルコト、ナシ此ノ旨陸軍全般ニ通牒シタリト云フニアリ、
一、曩ニ陸軍省人事局徵募課員ヨリ内協議アリタル際ハ前項ノ実施ハ〔加筆〕達ヲ以テ為スコトナリシニ今回ノ通知ニ依レバ通牒ヲ以テセル由ニシテ此ノ間文部省ト聯絡ナカリシヲ遺憾トスル旨申入レタル処徵募課当局モ之ヲ遺憾トシテ釈明セリ、達ヲ通牒ニ變更シタルハ当初陸軍大臣ヨリ軍司令官、師团长、留守師团长ニ対シ命令スベキ予定ナリシ処省内ノ意見ニ依リ副官ヨリ參謀長宛ト變更シタルニ基ク趣ナリ、而テ実質ニ就テハ文部省ト諒解済ミナ

リシ故其ノ形式ニ就キテハ自省ノ便宜ニ従フコト、シテ左迄重視セズ文部省ニハ協議セザリシノコトナリ、

- 一、教練教師(加筆)〔及指導員〕(抹消) 応召ノ場合ニ関シテハ一般教職員ノ場合ニ含メ通牒シアルヲ以テ(抹消)〔特ニ言及ノ要ナキ〕(加筆)〔其レニ依ラシメ可然〕(抹消)モノト認ム、〔高等学校指導員ニ関シテハ社会教育局ニ於テ考慮スルコト、セリ〕

陸支密第四八五号

(注記8)

北支事変間ニ於ケル配属将校ノ代理命課ニ関スル件通牒

昭和十二年八月二十五日 陸軍次官 梅津美治郎 印

文部次官 伊東延吉殿

(注記9)

八月二十三日附陸支密第四二九号ヲ以テ協議セル配属将校ノ代理ハ北支事変間ニ限り軍司令官、師団長若ハ留守師団長之ヲ命シ陸軍大臣ニ報告スルノ形式ニ依ルコトトシ陸軍一般ニ通牒致シ置キタルニ付承知相成度尚配属将校ノ数校兼務増加ニ伴ヒ学校教練教師ノ力ニ俟ツヘキモノ特ニ大ナルハ申ス迄モナキコトニ付此ノ際教練教師ノ代理若クハ従来ノ欠員ヲ充足セシムルコトニ関シ万般ノ手段ヲ講セラレ以テ教(抹消)員(加筆)〔育〕内容ノ低下ヲ来サシメサル如ク特ニ配慮煩度

追テ青年学校教練科指導員ニ付テモ応召者多数ニ上ルヘク同様ノ配慮煩度申添フ

(注記1)

「急」

(注記2)

「完結」

(注記3)

「記録掛 16・9・18 受領」

(注記4)

「二〇」(簿册内件名番号)

(注記5)

〔土苗〕

(注記6)

「括弧内ハ地方長官宛ノ分ノミ加フルコト」

(注記7)

〔大概〕

(注記8)

「秘」

(注記9)

「文部省 官普173号 昭和12・8・31」

(下札)

〔中山〕
①種別ねニノ聯繫 / 登録追加 / 件名 地方庁 直轄学校(抹消)〔宛〕〔へ通牒〕
支那事変中配属将校ノ代理ニ関スル件ノ番号 官普一七三ノ結了
年月日 昭一二九 九ノ保存年限 ムキノ枚数 三三

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練
第2册〕文部省⑨ 3A, 32-7, 2540